



栃木県公報

平成29年
3月31日(金)
号外
第16号

目次

規 則

○栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正	1
○森林組合法施行細則の一部改正	2
○栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	6
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正	6
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正	6

告 示

○栃木県手数料条例別表第1の464の5の項の知事が指定する低炭素建築物誘導基準	17
○栃木県手数料条例別表第1の464の8の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準等	17

規 則

栃木県規則第二十一号

栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県環境影響評価条例施行規則(平成十一年栃木県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「20ヘクタール」を「50ヘクタール」に改め、同表六の項中

「 $B+C+E+F+G+H$ D」 「 $B+C+D+E+F+G+H$ 」
 $\frac{50\text{ヘクタール}}{50\text{ヘクタール}} + \frac{20\text{ヘクタール}}{20\text{ヘクタール}}$ を $\frac{50\text{ヘクタール}}{50\text{ヘクタール}}$ に改め、同表九の項中「20ヘクタール」

を「50ヘクタール」に改め、同表十七の項中 $\frac{A+B+C+E+F+G+H}{50\text{ヘクタール}} + \frac{D}{20\text{ヘクタール}}$ を

「 $A+B+C+D+E+F+G+H$ 」に改める。
 $\frac{A+B+C+D+E+F+G+H}{50\text{ヘクタール}}$

別表第一備考2中②を③とし、①の次に次のように加える。

- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定により知事が対象狩猟鳥獣(ニホンジカ又はイノシシを除く。)の捕獲又は殺傷の禁止又は制限をした区域

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に栃木県環境影響評価条例(平成十一年栃木県条例第二号)第五条第三項に規定する方法書等を同項の規定により知事に提出した場合においては、当該方法書等に係る事業の規模の要件については、改正後の別表第一の四の項、六の項、九の項及び十七の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第一備考2②の規定は、平成二十九年七月一日以後に事業に着手する場合について適用し、同日前に事業に着手した場合については、なお従前の例による。

(環境森林政策課)

栃木県規則第二十二号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和五十三年栃木県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表第八の項の次に次のように加える。

八の二 法第十条第四項の規定による信託規程の変更届出	森林組合信託規程変更届	別記様式第八号の二	三
----------------------------	-------------	-----------	---

第二条第一項の表第十一の項の次に次のように加える。

十一の二 法第十九条第四項の規定による共済規程の変更届出	森林組合共済規程変更届	別記様式第十一号の二	三
------------------------------	-------------	------------	---

第二条第一項の表第十四の項の次に次のように加える。

十四の二 法第二十四条第四項の規定による林地処分事業実施規程の変更届出	森林組合林地処分事業実施規程変更届	別記様式第十四号の二	三
十四の三 法第二十六条の三第一項の規定による森林経営規程の設定承認申請	森林組合森林経営規程設定承認申請書	別記様式第十四号の三	三
十四の四 法第二十六条の三第二項の規定による森林経営規程の変更承認申請	森林組合森林経営規程変更承認申請書	別記様式第十四号の四	三
十四の五 法第二十六条の三第三項の規定による森林経営規程の廃止承認申請	森林組合森林経営規程廃止承認申請書	別記様式第十四号の五	三
十四の六 法第二十六条の三第四項の規定による森林経営規程の変更届出	森林組合森林経営規程変更届	別記様式第十四号の六	三
十四の七 法第百条の八第一項の規定による組織変更の認可申請	株式会社への組織変更認可申請書	別記様式第十四号の七	三
十四の八 法第百条の十六の規定による組織変更の認可申請	合同会社への組織変更認可申請書	別記様式第十四号の八	三
十四の九 法第百条の二十二第一項の規定による組織変更の認可申請	認可地縁団体への組織変更認可申請書	別記様式第十四号の九	三

別記様式第八号の次に次の様式を加える。

別記様式第八号の二（第2条関係）

森林組合信託規程変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
森林組合名
代表理事氏名 ㊟

信託規程を変更したので、森林組合法第10条第4項の規定により、関係書類を添えてお届けいたします。
記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 規程の新旧対照表及び新規程
- 3 総会（総代会）議事録謄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

記

別記様式第11号の2（第2条関係）

森林組合共済規程変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
森林組合名
代表理事氏名 ㊟

共済規程を変更したので、森林組合法第19条第4項の規定により、関係書類を添えてお届けいたします。
記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 規程の新旧対照表及び新規程
- 3 総会（総代会）議事録謄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

記

別記様式第14号の2（第2条関係）

森林組合林地処分事業実施規程変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
森林組合名
代表理事氏名 ㊟

林地処分事業実施規程を変更したので、森林組合法第24条第4項の規定により、関係書類を添えてお届けいたします。
記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 規程の新旧対照表及び新規程
- 3 総会（総代会）議事録謄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第14号の3（第2条関係）

森林組合森林経営規程設定承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
森林組合名
代表理事氏名 ㊟

森林組合法第26条の3第1項の規定により、森林経営規程を設定したいので承認願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類

- 1 森林経営規程
- 2 総会（総代会）議事録謄本
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第14号の4（第2条関係）

森林組合森林経営規程変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

森林組合名

代表理事氏名 ㊟

森林組合法第26条の3第3項の規定により、森林経営規程を変更したいので承認願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 規程の新旧対照表及び新規程
- 3 総会（総代会）議事録謄本
- 4 財産目録及び貸借対照表
- 5 その他知事が必要と認める書類

別記様式第14号の5（第2条関係）

森林組合森林経営規程廃止承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

森林組合名

代表理事氏名 ㊟

森林組合法第26条の3第3項の規定により、森林経営規程を廃止したいので承認願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類

- 1 廃止の理由書
- 2 総会（総代会）議事録謄本
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第14号の6（第2条関係）

森林組合森林経営規程変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

森林組合名

代表理事氏名 ㊟

森林経営規程を変更したので、森林組合法第26条の3第4項の規定により、関係書類を添えてお届けいたします。

記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 規程の新旧対照表及び新規程
- 3 総会（総代会）議事録謄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第14号の7（第2条関係）

株式会社への組織変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
 生産森林組合名
 代表理事氏名 ㊟

森林組合法第100条の8第1項の規定により、株式会社に組織変更したいので認可願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 組織変更計画書
- 3 総会（総代会）議事録謄本
- 4 組織変更決議当時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 5 組織変更後の株式会社の定款及び附属書
- 6 法第100条の18において準用する第66条第2項及び第67条第2項の手続をしたことを証する書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

別記様式第14号の8（第2条関係）

合同会社への組織変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
 生産森林組合名
 代表理事氏名 ㊟

森林組合法第100条の16の規定により、合同会社に組織変更したいので認可願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 組織変更計画書
- 3 総会（総代会）議事録謄本
- 4 組織変更決議当時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 5 組織変更後の合同会社の定款及び附属書
- 6 法第100条の18において準用する第66条第2項及び第67条第2項の手続をしたことを証する書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

別記様式第14号の9（第2条関係）

認可地縁団体への組織変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
 生産森林組合名
 代表理事氏名 ㊟

森林組合法第100条の22第1項の規定により、認可地縁団体に組織変更したいので認可願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 組織変更後の認可地縁団体の規約書
- 3 組織変更後の認可地縁団体の構成員名簿
- 4 組織変更後の認可地縁団体の保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 組織変更計画書
- 6 総会（総代会）議事録謄本
- 7 組織変更決議当時の財産目録及び貸借対照表
- 8 法第100条の24において準用する第66条第2項及び第67条第2項の手続をしたことを証する書類
- 9 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十三号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年栃木県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十五条に規定する資金 十二年以内

第三条第二項中「第四号、第五号及び第八号」を「第五号、第六号及び第九号」に改める。

附則第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「（第一項第一号及び第四号を除く。）」を削り、「同項第五号から第八号まで」を「同項第六号から第九号まで」に、「五年」を「、第五号、第六号」とあるのは「及び第五号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は五年以内、同項第六号」と、「五年」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

栃木県規則第二十四号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年栃木県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年栃木県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十九条とする。

第八条の見出しを「（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出）」に改め、同条中「取りやめ申出書（別記様式第四号）」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書（別記様式第八号）」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の四条を加える。

（省令第三十条第一項の所管行政庁が必要と認める図書）

第十五条 省令第三十条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅品質確保法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。）の交付を受けた場合にあつては、当該書類
- 二 前号に掲げる図書を省令第三十条第一項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第三十六条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）を行う場合にあつては、省令第三十条第一項の申請書の正本及び当該正本に添える省令第一条第一項の表に掲げる図書の写し

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知）

第十六条 知事は、法第三十六条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを認めるときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ）

第十七条 法第三十六条第一項の規定による認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下申出書（別記様式第九号）により、その旨を知事に申し出なければならない。

（基準適合認定建築物に係る報告）

第十八条 法第三十六条第二項の認定を受けた者は、法第三十八条の規定により報告を求められた場合には、基準適合認定建築物報告書（別記様式第十号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

第七条の見出し中「建築等の状況等」を「建築物の新築等の状況」に改め、同条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第七号」に改め、同条第三項を削り、同条を第十三条とする。

第六条中「第三条第一項」を「第九条」に、「第四条」を「第十条」に、「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第十二条とする。

第五条の見出しを「（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ）」に改め、同条第一項中「取下申出書（別記様式第一号）」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下申出書（別記様式第五号）」に改め、同条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第四条を第十条とする。

第三条の見出しを「（建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知）」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第二条の見出しを「（省令第二十三条第一項の所管行政庁が必要と認める図書）」に改め、同条第一項中「第一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同項中第二号を第三号とし、同項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）」を「住宅品質確保法」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同号の次に次の一号を加える。

- 一 前号に掲げる図書を省令第二十三条第一項の申請書に添付しない場合であつて、非住宅部分を含む一の建築物全体に係る法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。）

を用いるものに限る。)を行う場合にあつては、省令第二十三条第一項の申請書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し

第二条を第八条とする。

第一条の次に次の六条を加える。

(省令第一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書)

第二条 省令第一条第一項(省令第七条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

一 標準入力法・主要室入力法(法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)であつて、知事が指定するものをいう。)を用いて建築物エネルギー消費性能適合性判定(非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物以外の建築物に係るものに限る。)を行う場合にあつては、省令第一条第一項の計画書の正本及び当該正本に添える同項の表に掲げる図書の写し

二 その他知事が必要と認める図書

(省令第十一条の軽微な変更に関する証明書の交付の申請)

第三条 建築主は、省令第十一条の規定により、エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第三条(第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求めるときは、軽微変更該当証明申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(省令第十二条第一項の所管行政庁が必要と認める図書)

第四条 省令第十二条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。)第五条第一項に規定する住宅性能評価書であつて、知事が別に定めるものの交付を受けた場合にあつては、当該書類

二 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類(建築物省エネルギー性能表示制度評価機関(法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物エネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関であつて、知事が別に定めるものをいう。)が交付したものに限る。)の交付を受けた場合にあつては、当該書類

三 前二号に掲げる図書を省令第十二条第一項の届出書に添付しない場合にあつては、建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容を明示した各種計算書

四 その他知事が必要と認める図書

(建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ)

第五条 法第十二条第一項若しくは第二項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者又は法第十三条第二項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知した者は、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受ける前に当該提出し、又は通知した建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画取下申出書(別記様式第二号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(特定建築物等に係る報告)

第六条 建築主等は、法第十七条第一項及び第二十一条第一項の規定により報告を求められた場合には、特定建築物等報告書(別記様式第三号)に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第七条 建築主は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書(別記様式第四号)に法第十二条第六項に規定する適合判定通知書を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

別記様式第四号中「(第8条題条)」を「(第14条題条)」に、「取りやめ申出書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書」に、「第8条の」を「第14条の」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第三号中「(第7条題条)」を「(第13条題条)」に、「第7条第2項」を「第13条第2項」に改め、「及び基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合の状況」、「又は基準適合認定建築物の認定番号」、「又は基準適合認定建築物の認定年月日」及び「又は基準適合認定建築物の所有者」を削り、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第一号中「(第7条関係)」を「(第13条関係)」とし、「第7条第1項」を「第13条第1項」とし、
め、回覧式を別記様式第六号とする。

別記様式第一号中「(第5条関係)」を「(第11条関係)」とし、「取下申出書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下申出書」とし、「第5条の」を「第11条の」とし、
「又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請受付番号」及び「又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定(変更認定)申請受付年月日」を削り、回覧式を別記様式第五号とする。

附記の次に次の回覧式を付ける。

別記様式第1号（第3条関係）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

栃木県知事 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名
設計者の氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

注 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。

別記様式第2号（第5条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画取下申出書

年 月 日

栃木県知事 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

下記の計画を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により申し出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画 （変更計画）の受付番号	第 号
2 建築物エネルギー消費性能確保計画 （変更計画）の受付年月日	年 月 日
3 計画に係る建築物の位置	
4 取下げの理由	
5 備考	
※受付欄	

- 注 1 計画の提出をした者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 計画の提出をした者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第3号（第6条関係）

特定建築物等報告書

年 月 日

栃木県知事 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり特定建築物等の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告します。

記

1 直近の適合判定通知書番号又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画受付番号	第 号
2 直近の適合判定通知書交付年月日又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画届出年月日	年 月 日
3 特定建築物等の位置	
4 報告の内容	

※受付欄

注 1 特定建築物等の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 特定建築物等の所有者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第4号（第7条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等取りやめ申出書

年 月 日

栃木県知事 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条の規定により申し出ます。

記

1 適合判定通知書番号	第 号
2 適合判定通知書交付年月日	年 月 日
3 計画に係る建築物の位置	
4 報告の内容	

※受付欄

- 注 1 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 建築主（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式に次の二様式を加える。

別記様式第9号（第17条関係）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下申出書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

下記の認定の申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第17条の規定により申し出ます。

記

1 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請受付番号	第 号
2 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請受付年月日	年 月 日
3 認定の申請に係る建築物の位置	
4 取下げの理由	
5 備考	
※受付欄	

- 注 1 認定の申請をした者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 認定の申請をした者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記様式第10号（第18条関係）

基準適合認定建築物報告書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第18条の規定により、次のとおり基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合の状況について報告します。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号	第 号
2 基準適合認定建築物の認定年月日	年 月 日
3 認定に係る建築物の位置	
4 報告の内容	

※受付欄

注 1 基準適合認定建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 基準適合認定建築物の所有者（法人にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(建築課)

告 示

栃木県告示第百六十号

栃木県手数料条例（昭和三十一年栃木県条例第一号。以下「条例」という。）別表第一の四百六十四の五の項1ロ(3)(iii)の知事が指定する低炭素建築物誘導基準及び同項1ロ(3)(iv)の知事が指定する低炭素建築物誘導基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

一 条例別表第一の四百六十四の五の項1ロ(3)(iii)の知事が指定する低炭素建築物誘導基準は、一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下同じ。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。

二 条例別表第一の四百六十四の五の項1ロ(3)(iv)の知事が指定する低炭素建築物誘導基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を用いるものとする。

栃木県告示第百六十一号

栃木県手数料条例（昭和三十一年栃木県条例第一号。以下「条例」という。）別表第一の四百六十四の八の項1イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準及び同項1ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同表の四百六十四の十三の項1ロ(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1ロ(3)(iii)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同項1ロ(3)(iv)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準並びに同表の四百六十四の十五の項2イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準及び同項2ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用し、栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の八の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同表四百六十四の十の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準（平成二十八年栃木県告示第百八十五号）は、廃止する。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

一 条例別表第一の四百六十四の八の項1イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年^{経済産業省}令第一号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。

二 条例別表第一の四百六十四の八の項1ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法を用いるものとする。

三 条例別表第一の四百六十四の十三の項1ロ(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第十条第二号イ及びロに規定する基準を用いるものとする。

四 条例別表第一の四百六十四の十三の項1ロ(3)(iii)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。

五 条例別表第一の四百六十四の十三の項1ロ(3)(iv)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、

実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を用いるものとする。

六 条例別表第一の四百六十四の十五の項イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準を用いるものとする。

七 条例別表第一の四百六十四の十五の項ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準を用いるものとする。

(建築課)